

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務又は事業を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務又は事業に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(使用者への周知)

第3 受注者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務又は事業に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他の個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による事務又は事業に係る個人情報の漏えい、改ざん、汚損、損傷、亡失その他の事故の防止及び個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委託目的外の利用及び第三者への提供の禁止)

第5 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務又は事業に関して知り得た個人情報の内容を当該事務又は事業を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務又は事業を処理するために発注者から貸与された個人情報が記載された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務又は事業を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(提供資料等の返還等)

第8 受注者は、この契約による事務又は事業を処理するために発注者から提供され、又は作成した個人情報が記載された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。委託契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

※ 発注者は米沢市及び一般財団法人三友堂病院を、受注者は受託者をいう。